

## 申14号

### 地方機関における提案事項「担当業務間の相互運用」 に関する緊急申し入れ提出！

会社は、2020年12月18日に「2021年3月ダイヤ改正について」をプレス発表して以降、「労使間の取扱いに関する協約」に則り、設置単位の地方機関において順次、提案等を行っています。とりわけ、提案内容でもある2021年3月ダイヤ改正における各地方機関に関する事項のみであるならば、無論、協約に則って取り扱っていただくことであると認識できますが、今回、各地方機関で示されている提案内容の一部に、その他として「就業規則第48条別表第1（以下、「就業規則別表第1」）に定める乗務主務、乗務主任、乗務指導係、乗務係については、就業規則別表第1に定める各業務に関する必要な教育を行ったうえで、順次、担当業務間の相互運用を行う。」ということが示されています。

このことを受けて、2020年12月24日の「社員の多様な働き方のさらなる推進について」の提案時において本部・本社間で確認した際には、「あくまでも就業規則内の運用に関する内容であり就業規則や協約が変わるものではない」との見解を示しましたが、今回、各地方機関で示されている内容は一地方に限定したのではなく全体に係わる事案であると考えます。また、重要な運用変更を伴う労働条件に関する事項であることを踏まえれば、各地方機関において一方的に提案し実施するのではなく、本部・本社間においてしっかりと共有し議論すべき必要性があると言えます。このことから、改めて「労使間の取扱いに関する協約」に則った信義誠実の原則を踏まえ、労働条件はもとより極めて安全問題にも直結する今回の内容について、本部・本社間において問題意識と課題等について認識の一致を図ることが必要であると考えます。

本部は、申14号として本日、緊急申し入れを会社に提出しました。

1. **本部・本社間において全支社、かつ、全乗務員の労働条件に関する「担当業務間の相互運用」を提案しなかった理由について明からにすること。**
2. **地方機関で提案した乗務主務、乗務主任、乗務指導係、乗務係における「担当業務間の相互運用」の具体的な内容及び目的について明らかにすること。**

**地方のみの事案ではない！本部・本社間の議論があるべきだ！**